

入管法の改正

意欲ある外国人が選ぶ国に



日本国際交流センター執行理事

めんじゅ
毛受 敏浩

入管法が改正され、今年4月から、新たな在留資格「特定技能」による外国人労働者の受け入れが始まった。企業が厳しい人手不足に陥り、急増する技能実習生や労働目的で来日する留学生によって、労働力を賄うというゆがんだ状況が起きていた中での政策転換だ。

新資格により、介護や接客などの現場労働の分野で外国人を労働者として受け入れることが可能になったのは評価できる。しかし、これは一歩前進に過ぎない。政府は今回の政策の目的を「人手不足対策」とした

ため、この制度で途上国から日本を目指すのは一時的な労働者であり、政府は彼らに学歴要件も課している。低賃金の労働者に依存する技能実習制度と本質的に変わらぬように

思えるが、それでよいのだろうか？

日本は先進国で数少ない人口減少国だ。2020年代には、10年間で500万人超といわれる人口激減時代を迎える。ならば、現場労働の分野でも、優秀な人材が定住して日本で働ける政策に改めなければ、熟練工不足で産業が立ちゆかなくなる。特定技能には5年期限の「1号」

に加え、試験に通れば家族帯同が可能な定住への道が開かれる「2号」の制度もある。しかし国会の審議で「移民政策にならないか」という保守派の反発があり、2号の対象は全14業種のうち2業種にとどまった。

世界では、外国人労働者の受け入れには学歴や年齢の要件を設け、自国に貢献する人材の定住化を図る政策を取るのが一般的だ。日本はこれまで外国人労働者を帰国前提の「出稼ぎ」として取り扱ってきた。しかし外国人受け入れの第2ステージは、日本人の職を奪わないよう労働力の充足状況を確認しながら、政府が率先して定住して活躍する人材の獲得に乗り出すことだろう。

さて日本にはすでに270万人もの在留外国人がいる。平成の間、政府は彼らへの支援を自治体や市民に

丸投げしてきた。子どもの学習支援など外国人が安心して暮らせるような制度改革は入管法改正を機に始まったばかりで、不十分な点も多い。

日本国際交流センターが昨年立ち上げた「外国人材の受入れに関する円卓会議」では、在留外国人基本法を定める必要性などを議論し、要綱案を法務大臣に提出した。外国人を日本社会の一員として位置づけ、彼らへの政府の責務を明示して、日本語教育など諸政策の計画的な実施を求める法律案である。

人口減のさらなる加速が予測されている以上、日本は「出稼ぎ労働者」の受け入れ国でよいはずがない。意欲ある海外の若者が日本に魅力を感じ、日本と世界の若者が協力して日本の未来をつくるビジョンこそが必要ではないだろうか。